

高知県立青少年センター物資受入配送マニュアル改定委託業務仕様書

(委託業務の目的)

第1条 本委託業務は、南海トラフ地震が発災した際、被災者へ支援物資を届けるために、物資の受入れ、仕分、保管、配送を行う拠点として高知県立青少年センター（高知県香南市野市町西野303番地1）に整備している物資の広域拠点（国からのプッシュ型の物資の受入れ拠点をいう。以下同じ。）において、令和8年度末に国分散備蓄倉庫が完成予定であり、物資の仕分けを行うことを想定しているアリーナの一部に避難所を設けることを予定していることから、関係者（高知県立青少年センター施設管理者、一般社団法人高知県トラック協会、危機管理部危機管理・防災課総合防災対策推進中央東地域本部、危機管理部南海トラフ地震対策課、土木部道路課、土木部中央東土木事務所、県警察本部交通規制課をいう。）と調整の上、上記整備に対応する物資受入配送マニュアル（以下「マニュアル」という。）の改定案の作成を目的とする。

(委託業務の概要)

第2条 高知県（以下「委託者」という。）は、前条の目的を達成するために、受託者に委託業務を委託するものとし、その業務の概要は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 広域拠点（高知県立青少年センター）のマニュアルの改定案の作成
- (2) 関係者説明会の開催

(委託業務の内容)

第3条 前条の委託業務の内容は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) マニュアルの改定案の作成

ア マニュアルの改定にあたっては、既存の「高知県立青少年センター物資受入マニュアル」及び「高知県立青少年センター物資配送マニュアル」に沿った構成とするが、両マニュアルをまとめた物資受入配送マニュアルとして、1つにまとめて作成すること。

なお、構成は、既存の「代替拠点物資受入配送マニュアル」を参考とすること。

イ マニュアルの改定案の作成にあたって次の(ア)から(ウ)までを検討すること。

(ア) レイアウトの作成にあたって、想定されている物資量やトラック台数を考慮して、具体的な拠点内のレイアウトの作成を行う。物資の受入に際し、一時的にトラックを待機させる場所が必要となることから、トラック動線や待機場所の検討を関係機関と行うこと。

(イ) 物資受入方法の検討にあたって、高知県道路啓開計画（Ver.3.2）（令和6年2月）等を参照し、高知県立青少年センターに至るまでの、プッシュ型支援物資配送車両における想定移動ルート及び物資受入方法、待機場所の選定、待機場所での業務内容や必要人員を検討すること。

(ウ) 広域拠点の実施手順（業務フロー）の作成にあたって、プッシュ型支援配送における業務を洗い出し、実施手順（業務フロー）を作成すること。併せて、

拠点の規模を勘案し、従事する係や必要人員を検討すること。

- ウ 受託者は、委託者と協議の上、アに掲げる構成（素案）を令和8年6月末までに作成及び提出すること。
- エ 受託者は、マニュアルの改定案の素案を令和8年8月末までに作成及び提出し、委託者の確認を得た上で、同素案を関係者に説明し、確認を得ること。
- オ 受託者は、令和8年9月末までに物資受入トラックの一時待機場所を確定し、所有者及び管理者の同意を書面で得ることとし、関係者へ共有すること。
- カ 受託者は、エに掲げるマニュアルの改定素案について委託者の確認を得て、令和8年8月に前条第2号の関係者説明会を実地開催すること。
- キ 受託者は、令和8年11月末までに、関係者による協議（10回程度を想定）を随時行い、改定案（最終）を関係者へ提出し、確認依頼及び意見徴収を行い、委託者と協議を行い、令和8年12月末までに改定案を作成し、関係者へ共有すること。
 なお、関係者協議については、実地又は関係者が使用可能なオンラインで実施することとする。
- ク 受託者は、関係者協議（10名程度を想定）を開催するために必要な会場環境（支払いを含む。）及び出席者の調整、資料印刷を行うこと。
- ケ 受託者は、関係者協議（10名程度を想定）の開催にあたり災害物流専門家や民間物流事業者の出席が必要であると判断した場合は、報償費の支払い有無の確認し、必要に応じて報償費を支払うこと。
- コ 受託者は、関係者協議毎の議事録を作成し、委託者による確認後、関係者へ提出すること。

【マニュアルの改定案の作成スケジュール（案）】

	マニュアルの改定案の作成	説明会、協議、確認
4月		
5月		
6月	マニュアルの構成素案の提出	
7月		
8月	マニュアルの改定案の素案の提出	素案の確認依頼、説明会
9月	受入トラックの一時待機場所の確定、承諾	
10月		協議
11月	マニュアルの改定案の提出	案の確認依頼
12月	関係者に改定したマニュアルの共有	

- サ 受託者は、関係者に対して、改定したマニュアルを電子データで共有すること。
- シ 受託者は、関係者から個別意見等の連絡があった場合や疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、必要に応じて適宜、マニュアルの改定案に反映させること。

(2) 関係者説明会の開催

- ア 委託者が関係者に対して、マニュアルの改定案の素案を用いて、改定案の作成の方向性及びスケジュール等について令和8年8月末までに説明を行うこと。

イ 受託者は、委託者と協議の上、説明会を開催するために必要な会場予約及び会場設営（支払いを含む。）、委託者が作成する関係者への開催案内の送付、出席者の取りまとめ等の準備を行うとともに、当日の次第、出席者名簿を含む説明会資料の印刷等を実施すること。なお、説明会参加者は15名程度を想定しているため、ロの字型の机、名立て、マイクを準備するとともに、説明会の受付事務を実施すること。

ウ 受託者は、説明会の開催にあたり災害物流専門家や民間物流事業者の出席が必要であると判断した場合は、報償費の支払い有無を確認し、必要に応じて報償費を支払うこと。

エ 受託者は、説明会当日の議事録を作成し、委託者による確認後、関係者へ提出すること。

（関連資料の収集整理）

第4条 受託者は、適宜、物資配送計画の改定案の作成及びマニュアルの策定案の作成に必要な資料等の情報を収集し、整理するものとする。

2 前項の収集資料は次の各号に掲げる資料とする。

- (1) 高知県物資配送計画（基本方針）（令和8年3月）、物資配送マニュアル、物資受入マニュアル、代替拠点物資受入配送マニュアル
- (2) 高知県備蓄方針（令和3年6月）
- (3) 高知県地域防災計画（令和7年2月）
- (4) 高知県道路啓開計画（Ver.3.2）（令和6年2月）
- (5) ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブックー地方公共団体における支援物資物流の円滑化に向けてー（改訂版）（令和5年3月、国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室）
- (6) 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和7年6月30日、中央防災会議幹事会）
- (7) 物資調達・輸送調整等支援システム操作説明書（内閣府）
- (8) 高知市物資配送計画（基本方針）（平成31年3月、高知市）及び高知市物資配送マニュアル
- (9) 高知県災害対策支部マニュアル（中央東地域本部）
- (10) 高知県立青少年センター備蓄倉庫新設工事設計図面
- (11) その他必要となる資料

3 受託者は、高知県立青少年センターの各施設情報収集について、現地確認を実施するものとする。

（疑義等）

第5条 本仕様書に記載のない事項及び本委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

(協議)

- 第6条 本委託業務に係る協議は、着手時、中間時4回、成果品納入時の計6回程度とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、業務の遂行上、受託者又は委託者が必要と判断した場合は、随時、実施するものとする。ただし、変更契約の対象とはしない。
 - 3 協議記録簿は受託者が作成し、委託者に提出すること。

(成果報告書作成)

第7条 受託者は、報告書は、次の各号に掲げる構成とし、カラー印刷で製本したものを1部、電子データを1部納品するものとする。

- (1) 委託業務名
- (2) 目的
- (3) 工程表
- (4) マニュアルの改定案
- (5) 卷末資料
 - ア 説明会資料
 - イ 説明会議事録
 - ウ 関係者協議資料
 - エ 関係者協議議事録
 - オ 関係者意見及び対応状況一覧表（説明会及び関係者協議時以外の個別意見等を含む。）
 - カ 打合せ記録簿
 - キ その他

(成果品)

第8条 受託者は、前条で規定する報告書とは別に、次の各号に掲げるとおり成果品を作成し、納品するものとする。

- (1) マニュアルの改定案4部（プラスチック製のフラットファイル綴じ、背表紙にタイトル及び年月を表示）
- (2) 作成したマニュアルの改定案の修正可能な電子データを格納したCD-ROM又はDVD-ROM（ディスク表面にタイトル及び年月を表示）

(印刷物・電子データの仕様)

第9条 印刷物は、日本産業規格A列4番カラー両面印刷を基本とするが、図表等については、必要に応じて日本産業規格A列3番とする。

- 2 電子データの作成にあたっては、次の各号に掲げる仕様を満たしたものとする。
 - (1) Microsoft社Windows上で表示可能なもの。
 - (2) Microsoft Officeが2016以降のバージョンであること。
 - (3) 印刷物については、PDFファイルを併せて作成すること。

- (4) 本業務において収集及び解析した地図情報、施設情報、用地情報等については、GISデータ（Shapefile形式）として納品すること。